琉球大学学術リポジトリ

英米法における精神的苦痛に対する損害賠償

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2007-10-30
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 安次富, 哲雄, Ashitomi, Tetsuo
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2275

英米法における精神的苦痛に対する損害賠償

安 次 當

哲

雄

目 はしがき 次

判例の変遷 過失に基づく精神的苦痛

第三者に対する危険あるいは損害 身体的損害を伴う精神的苦痛 精神的苦痛のみを生じさせた場合

故意に基づく精神的苦痛

 (Ξ)

(-)

はじめに

過激な乱暴行為が第三者に向けられた場合

過激な乱暴行為により重大な精神的苦痛を被った場合

(<u>::</u>)

運送業者等の特殊な責任

五 むすび

問題を英米法、特に米法を中心に考察しようとするものである。 痛〕を被らされた場合に、法は、どの程度(範囲)、どういう方法(法的構成)で救済を与えているか、という 1) 本稿は、精神的平静に関わる利益あるいは感情や精神状態の安全が侵害された場合、換言すれば、「精神的苦

結果身体の健康が害された場合ーの問題として、英法を中心に紹介が為されて来た。 nervous shock は、精神の 神的浩痛よりも、 も、故意による侵害に重点を置き、損害の側而より見れば、その結果として生じた身体的損傷(損害)を伴う精 うとするものである。そこで、考察の中心は、 侵害行為の側面からみれば、 過失 (ncgligence 安全それ自体を保護しようとするものではない。本稿では、広く「精神的苦痛」に対する救済の問題を取り扱お とによって、その結果として何らかの身体的損傷(損害)を被らせるような場合、すなわち、精神に対する侵害の これまでにも、 nervous shock-すなわち、純粋の精神的苦痛というよりも、人の精神状態に侵害を加えるこ 精神的苦痛のみを被らされた場合に重点を置いて考察する。 による侵害より

訟原因となり得るということが一般に承認され、さらに、原告・被告間に特殊な関係がある場合には、著しい侮 純化されているからである。「通常、ある利益の独立の(保護の)承認に関して、法の第一段階は、その利益を 故意に侵害する行為に対して、その利益を保護することである」と言われているように、故意の侵害の場合は、 の理由は、故意の侵害の場合の救済が過失による場合よりも感情および精神の安全の保護としてより進んでおり、 九三〇年頃にすでに、過激で乱暴な行為により為された場合は、それ自身(身体的損傷の有無を問わずに)訴 したがって、考察にあたっては、故意による精神侵害と過失による精神侵害とを分けて論ずることとする。その

辱により感情を害する場合にまで救済が許される。また、行為者が、重大な精神的苦痛を加えることを意欲する ような苦痛が続いて起る高い蓋然性があり、行為者がそのことを意識的に無視し実行する場合(意識した不注意) あるいはそのような苦痛が生ずることが確実であるということを知っている場合(故意)のみならず、その

まで拡張されている。すなわち、Restatementの用語法によれば、故意あるいは無関心の非行(wilful or wanton

という名称を与えられている行為類型にまで、適用が拡張されており、精神的苦痛に対する救済の問題として、 misconduct)、故意あるいは無関心の過失 (wilful or wanton negligence)、あるいは不注意 (recklessness) 故意による精神の安全の侵害の場合は、適用範囲が広く、かつ重要である。

は、精神の安全の保護として未発達の段階に止まっている。(8) れず、その結果として生じた身体的損傷を伴う場合に救済されるにすぎない。このように過失による侵害の場合 これに対して、過失 (negligence) による精神の安全の侵害は、原則として、精神的妨害のみの場合は救済さ

(1) 失望(disappointment)、悩み(worry)、憎悪(nausea)等々。 悲しみ(grief)、恥辱(shame)、屈辱(humiliation)、怒り(anger)、当惑(embarrassment)、無念(chagrin)、 から精神的乱れ(emotional upset)までの、不快な精神的反応のすべてを含む。例えば、驚け(fright)、恐怖(horror)、 1964) 41, 346 は Mental distress, Mental disturbanceという語を使用している)。 精神的衝動(nervous shock) mental distress, memtal disturbance と呼ばれている(ちなみに、W. L. Prosser, Law of Torts (3d ed.

(2) 末延「精神的衝動による損害の賠償ー英米法における Nervous Shock についてー」英米法の研究(上) 一九一頁、 砂

- 田「交通事故とnervous shock の法理」比較法二一号五七頁。
- (3) 砂田・前掲文五八頁は、「私は、 イギリス現行法の理解としては故意に基づく衝撃が肉体的傷害を惹起せしめたとして を起すに至ったもの、と定義づけようと思う…」として、過失に基づくものに限っている。 もそれは rervvus shock ではなく、neruous shock とは、過失に基づき他人に精神的衝撃を与えその結果肉体的傷害
- (4) Restatement, Torts (2d, 1966) §\$46, 48, §\$312, 313, 436, 436A; W. L. Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964)

41,346 参照。

- (5) C. Magruder, Mental and Emolional Disturbance in the Law of Torts, 49 Harv. L. Rev. 1058,
- © W. L. Prosser. Insult and Outrage, 44 Cal. L. Rev. 43 (1956).
- © Restatement, Torts, (2d, 1965) §500.
- (8) Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 350; Restatement, Torts (2d,1966) § § 312, 313, 436, 436A.

二 判例の変遷

被告は、原告が人妻であったとき自分と関係した旨を口答で発表した。そのためにその婦人は、ショックを受け て病気になったのでslanderの訴を提起したのである。これに対して、財務裁判所 (Court of Exchequer) は、 精神的苦痛に対する訴訟は、最初は名誉権侵害訴訟で争われた。一八六〇年の Allsop v. Allsop 事件である。

先例がないこと、いったん認めると濫用される危険があること、直接の因果の欠缺、を理由として損害賠償を認 このように、 slander に基づく neruous shock というものが認められない状態にあったときに、 有名な

Coucil)は、一八八八年二月に何等の肉体的損害を伴わない精神に対する衝撃を起す単なる突発的恐怖から生ず て、オーストラリヤのヴィクトリア州最高裁判所は、過失と損害の間に因果関係が認められ、過失によって惹起 り、その後病気になってしまった。そこでその婦人は、鉄道会社に対して損害賠償の訴を提起した。これに対し の後部をかすめて通過したので事故の発生をまぬがれた。しかし、同乗の婦人はこのことに驚いて失神状態とな 馬車に対して引返すように命じたが、 馬車の一行は早く開けて欲しいといって強行突破をはかり、 Victorian Railways Commissioners v. Coultas 事件が発生した。婦人を同伴した三人連れが馬車で踏切りに 衝撃(impact)がない場合には、 被告の過失により生じた精神的衝動に対する損害賠償を許す権限はないとい る損害は、本件のどとき状況にあっては踏切番人の過失から通常生ずる損害と考えることはできず、また現実の 示した。イギリスの属領および植民地からの上告を受ける枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy された驚愕により生ずる損害は、肉体的なると、精神的なるとにかかわらずすべて賠償しなければならないと判 さしかかった。それで警手は、まず手前の遮断機を開けてから向い側の遮断機を開けるために踏切りを渡って行 った。馬車もその後に続いて渡った。しかし、警手が向い側の遮断機を開けない前に列車が接近して来たので、 列車は馬車

Coultas 事件の法理は、その判決が公にされて二年後に、アイルランドで反対された。これは、

う理由でとの判決を覆えした。

Division における Bell V. Great Northern Ry. of Ireland 事件においてである。鉄道員が列車を切り離し、

列車の後部を坂から降した。すると機関車のついている前部がそれに続いて降りはじめた。列車は猛烈なスピー すべきであると判示した。 り、体験した恐怖の度合が被告の行為によってもたらされた状況から生ずる当然の結果であるから、損害を賠償 通常の業務にたづさわることが出来ないような病気になった。 ドで降り出し乱暴な急停車をした。この前部に乗っていた原告は、この出来事で非常な恐怖を受け、その結果、 裁判所は、 被った傷害が恐怖の当然の結果であ

琉大法学第13号 (1972年) その結果ほとんど永久的な肉体的障害を惹起した。これに対して、Wright 判事は、悪意に満ちた故意による行 為の結果であるが故に、原告は賠償を請求することができると、判示した。さらに、Dulien v. White 事件の判 て冗談に、「あなたの主人は事故にあい、足を骨折して Leytonstone の宿屋で寝ているから、直ぐに馬車で迎 うかに関する意見を表明することを欲すべきでない」と述べた。その翌年に、 Wilkinson v. Downton 事件に Esher 郷は、「Coultas 事件は、違っている。私は、私がそうすることを強制されるまで、それに従うべきかど 示によって、Coultas 事件は、全面的に否定された。妊婦たる原告は、彼女の夫の居酒屋のカウンターの後方に えに行き、家に連れて帰った方がよい」と話した。これを聞いて原告たる妻は、甚しい精神的ショツクを受け、 おいて Coultas 事件の法理は拒否された。宿屋の主人である被告が、原告に対してダービー競馬から帰ってき イングランドにおいては、Coultas 事件の法理は、最初に Pugh v. London, etc. Ry. Co.事件で問題にされ、(4)

件は、このDulieu v. White事件を、イングランドの法を確定するものとして取扱った。かようにして、Coultas 来ると、判示された。Admiralty Division of the High Court of Justice や House of Lordsにおける後の事 立っていたが、被告の被储者の過失により、そこに飛び込んで来た馬つき有蓋馬車により驚かされた。その結果

重大な精神的衝動を被りそのため旅産した。このような事実関係に対して、原告は、損害賠償を受けることが出

たものとして取扱った。

事件は、 対する回復が許され得るという法理が英国で確立したということが言われている。 **覆えされ、現実の衝撃(impact)の証明なしの精神的衝動** (nervous shock) から生ずる身体的損害に

v. Robb 事件を、衝撃 of Session から House of Lords に上告された Coyle v. Watson 事件において House of Lords は Gilligan んだ車により惹起された衝撃(impact)なしの精神的衝動による病気に対し損害賠償が許された。また、Court Robb 事件において放棄された。その Gilligan v. Robb 事件では、婦人たる原告が、家の中に道路から飛び込 スコットランドにおいて、Coultas 事件の法理は、一九一〇年の Court of Session (impact) なしの精神的衝動に対する救済を認めるようスコットランドにおける確立し における Gilligan v.

Lehman v. Brooklyn City Ry. Co. 事件において、逃走して来た馬に恐怖をいだかされた原告が、nervous アメリカにおいても、一八八八年二月にニューヨーク中間上訴裁判所(Supreme Court of New York) は

Pacific R. Co. 事件、Mitchell v. Rochester 事件、Spade v. Lynn & lの意見の広範囲の流布にもかかわらず、Ewing v. Pittsburg, etc. R. Co. 付与されると判示された。しかしながら、公的判例集、Southwestern Lawyers Reports Annotated におけるこ 行を働き、不敬虔な言葉を吐き、 ついに血を流させた。 その結果、 原告は流産し、健康を破壊された事件であ 原告の家に行き、原告が妊娠していることを知りながら、庭でしかも原告の面前において、二人の黒人奴隷に暴 shock を被り、その結果、身体的損害を被った。本件も救済を否定した。 続いて、一八九〇年には、早くも肯定する判決が現われた。Hill v. Kimball 事件である。すなわち、被告は それに対し、たとえ、いかなる身体的衝撃がないとしても、流産を生ずる精神的衝動に対する回復の権限を Mitchell v. Rochester 事件、Spade v. Lynn & Boston R. Co. 事件等は、現実の衝撃 事件、Hails Curator v. Texas

事件を覆えした。

リーディング・ケースとして支持していたニューヨークも、一九六一年に、Battala v. State 事件で、Mitchel 場合には一般的に損害賠償を許す法理が確立している。特に、最近まで、Mitchell v. Rochester R. Co. 事件を 九七年に、Mack v. South Bound R. Co.事件でなされた。過失に基づく精神的苦痛により身体的損害を生じた。 なしの精神的衝動に対する救済を否定した。 しかしながら、問題を肯定する判決が、一八九二年に、Purcell v. St. Paul, etc. Ry. Co. 事件および、一八

も訴訟原因たりえないこと。第二に、そのような損害は徴々たるものであること。第三に、恐怖から生ずる身体 おく。第一に、過失により、惹起せしめられた恐怖は、それ自身、訴訟原因ではないので、恐怖から生ずる結果的。ことで、これまで見て来たような事件において、損害賠償を否認するために掲げられた理由をまとめて掲げて たりするのが困難なこと、である。 **こと、訴訟を増加させるおそれがあること、不正な精求に基づく訴訟提起になること、損害を証明したり算定し** 的損害に対して損害賠償を許すことは、公序に反すること。この公序に反することの具体的内容は、先例がない

為を構成するということが一般的に承認された。たとえば、一九三四年の Restatement of Torts は、その §46(今世紀の三〇年代には、故意の行為により精神的苦痛を負わせる無名の違法行為(wrong)は、独立の不法行 から結果として生じた予期されない身体的損害に対し、その行為者は、貴任を負わされない」と記述して、独立 ような妨害を生じさせる見込みのある行為は、似それから結果として生じた精神的妨害に対し、心かような妨害 は、他人に精神的妨害のみを生じさせることを意図したか、あるいはそのような意図がなかったとしても、その で「§\$21ないし34〔assault〕および、€48 〔侮辱に対する運送業者の特殊な責任〕で述べたようなことを除いて

救済されるための基準がないことも理由としている。 かなる救済もありえないと述べて請求を棄却した。さらに、損害が遠因によるものであること、仮想的であり、 は恐わがらせられたと申し立てなかったこと、および単なる「無礼な悪口」あるいは「不作法」に対しては、 は、それ自身で assault も slander もなかったし、また原告は、彼女の安全に対し、恐怖をいだかされ、 る攻撃は、彼女の身体的損害を生じさせるためになされたという理由で救済を申し立てた。それに対し、裁判所 damed son of a bitch" "dirty crook"等のあだ名で長い間、繰り返しののしった。その時、 病気はしばらく続き、医者の手当を要した。しかし、子供の正常な出産には影響しなかった。原告は、言葉によ 六月であり、そのことは、被告も十分知っていた。その精神的妨害は、結果として神経の病気を生じさせ、その オハイオ州においては、まだ、承認されてないようである。たとえば、一九四八年に、Bartow v. Smith事件で それから結果として生じた身体的損害に対し責任がある」と記述して、 うになす権限なしに、 他人に重大な精神的苦痛を生じさせた人は、匂そのような精神的苦痛に対し、 キサス州では、一九五三年に Harned v. E-2 Finance Co. 事件で、否定したが、すぐさま、翌年の Duty 否定された。 すなわち、 被告は、 街道で原告に会い、 集まった第三者等の面前で、大声で、原告を"God 独立の責任を広範に認めた。 原告は、 また、 しかし あるい 妊娠

の責任を拒絶していたが、一九四八年の Restatement of Torts〔一九四八年補遺〕では、その\$46で、

つそのよ

General Finance Co. 事件で変更した。 テ

(3)

- (1) Allsop v. Allsop, 1860, 157 Eng. Rep. 1292.
- (2) Victorian Rys. commissioners v. Coultas, 1888, 13 A. C. 222

Bell v. Great Northern Ry. of Ireland, 1890, 26 L. R. Ir. 428, cited, 34 Harv. L. Rev. 261.

- (4) Pugh v. London, etc. Ry. Co., 1896, 2. Q. B. 248, 250.
- (5) Wilkinson v. Downton, 1897, 2 Q. B. 57.

Dulien v. White, 1901, 2. K. B. 13. 669.

(6)

- (7) Gilligan v. Robb, 1910, S. C.
- (8) Coyle v. Watson, 1915, A. C. 13, 14.
- (9) Lehman v. Blookyn Ry. Co. 1888, 47 Hun. N. Y. 355
- (10) Hill v. Kimball, 13. S. W. 59 (Tex. 1890), 76 Tex · 210.
- Ewing v. Pittsburg, etc. R. Co., 1921, 147 Pa. St. 40, 23 Atl. 340.

(11)

- (13) (12) Mitchell v. Rochester, 1896, 151 N. Y. 107, 45 N. E. 354. Haill's Curator v. Texas & Pacific R. Co., 1894, 60, Fed. 557, 9C, C. A. 134.
- (15) (14) Spade v. Lynn & Boston R. Co., 1897, 168 Mass, 285, 47 N. E. 88. 救済が否定された州とリーディング・ケース:
- U.S. Hail's Curator v. Texas & Paeific R. Co., 1894, (U.S. Cir. Ct. of App., Fifth Cir.), 60 Fed. 557. St. Louis, etc. R. Co. v. Brogg, 1901, 69 Ark 402, 64 S. W. 226,
- Ħ, Braun v. Craven, 1898, 175 III, 401, 51 N. E. 657.

Ark.

(16)

救済が肯定された州とリーディング・ケース:

Κy. Ind. Terre Haute Electric R. Co. v. Lauer, 1899, 21 Ind. App. 466, 52. N. E. 703,

McGee v. Vanover, 1912, 148 Ky. 737, 147 S. W. 742.

Mass. Spade v. Lynn, etc. R. Co., 1897, 168 Mass, 285, 47 N. E. 8

Mich. Nelson v. Crawford, 1899, 122 Mich. 466, 81 N. W. 335

ï. Ward. v. West Jersey, etc. R. Co., 1900, 65 N. J. L. 383, 47 Atl. 561.

0 z K Mitchell v. Rochester Ry. Co., 1896, 151 N. Y. 107, 45 N. E. 354.

Pa. Ewing v. Pittsburg, etc. R. Co., 1892, 147. Pa. St. 40, 23 Atl. 340. Miller v. Baltimore, etc. R. Co., 1908, 78 Oh, St. 309, 85 N. E. 499,

CPL Ala. Lindley. v. Knowlton, 1918, 179 Cal. 298, 176 Pac. 440. Alabama Fuel & Iron Co. v. Baladoni, 1916, 15 Ala. App. 316, 73 So. 205.

Ga. Goddard v. Watters, 1914, 14 Ga., App. 722, 82 S. E. 304.

Kan. Īd. Whitsell v. Watts, 1916, 98 Kan. 508, 159 Pac. 401. Watson v. Dilts, 1902, 116 IoWa 249, 89 N. W. 1068.

La. Stewart v. Arkansas Southern R. Co., 1904, 112 La. 764, 36 So. 676.

Minn. Md. Purcell v. St. Paul City R. Co., 1892, 48 Minn, 34, 50 N. W. 1034, Green, v. Shoemaker, 1909, 111 Md. 69, 73 Atl, 688

NC. Kimberly v. Howland, 1906, 143 N. C. 398, 55 S. E. 778,

Ore. Salmi v. Columbia, etc. R. Co., 1915, 75 Ore. 200, 146 Pac. 819.

- R.I. Simone v. Rhode Island Co., 1907, 28 R. I. 186, 66 Atl, 202.
- S.C. Mack v. South—Bound R. Co., 1897, 52 S. C. 323, 29 S. E. 905
- S.D. Sternhagen v. Kozel, 1918, 40 S. D. 396, 167 N. W. 398.
- Tenn. Memphis St. R. Co. v. Bernstein, 1917, 137 Tenn, 637, 194 S. W. 902.
- Tex. Gulf, etc. R. Co. v. Hayter, 1900, 93 Tex. 239, 54 S. W. 944.
- Wash. O'Meara. v. Russell, 1916, 90 Wash. 557, 156 Pac. 550.
- Wis. Pankopf v. Hinkley, 1909, 141 Wis. 146, 123 N. W. 625.
- Prosser, Law of Torts, (3d ed. 1964) 351; Restatement, Torts (2d 1966) § 312. をなす。Bosley v. Andreus, 1958, 393 Pa. 161, 142 A. 2d 263 を参照

ただしペンシルバニア州は例外

(17)

- (19) (18) 以下の記述は、Throckmorton, Damage for Tright, 34 Harv. L. Rev. 265, 273 による。 Battla v. State, 1961, 10 N. Y. 2d 273, 219 N. Y. S. 2d 34, 176 N. E. 2d 729.
- S Prosser, Insult and Outrage, 1956, 44 Cal. L. Rev. 40.
- Bartow v. Smith, 1948, 149 Ohio St. 301, 78 N. E. 2d 735.

(21)

(23) (22)

- Harned v. E—2 Finance Co., 1953, 151 Tex. 641, 254 S. W. 2d 81.
- Duty v. General Finance Company, 1954, 154 Tex. 16, 273 S. W. 2d 64.

133

三 過失(negligence)に基づく精神的苦痛

(--)

精神的苦痛のみを生じさせた場合

して作り出すならば、行為者は、そのような精神的妨害に対し責任を負わされない」、と記述している。例えば、行為者の行為が、身体的損傷あるいはその他の賠償されうる損害なしに、かような精神的妨害のみをその結果と の訴を提起したが、何らの身体的損傷も無かったので、棄却された。 し得たという可能性で驚き、一日中嫌悪感を抱き、 あるいはその他何らの身体的損傷もなしにそれを取り除くことが出来た。しかし、彼女は、ガラス破片を飲み下 り出し、それを原告が購入し食べた。そこで、原告は口一ぱいガラス破片を含んだが、彼女は、口を切ったり、 Tuttle v. Meyer Dairy Products Co. 事件では、 被告は、ガラスの破片の混入した手作りのチーズを作り、売 身体的損傷あるいは精神的妨害のいずれかを生じさせる不条理な危険を作り出すような行為であるならば、 Tortsは、その%436A〔精神的妨害のみを結果として生じさせた過失〕で、「もし行為者の行為が、 他人に対し、 精神的苦痛だけを生じさせる場合には、通常、損害賠償による救済は与えられない。 ちなみに、Restatement of かように、被告の過失(negligence)から、 被告の過失(negligence)が身体的損傷を全く生じさせず、また他の独立の不 法行為責任を構成せずに、ただ 身体的損傷を伴わない精神的苦痛のみを生じた場合に、 神経過飯になり、その夜は眠れなかった。そこで、損害賠償 その精 また

重要でないので、それに対する救済を許すことは、裁判所と被告に不当な重荷を負わせることになる、というも lex)という法諺に含まれるとする。すなわち、単なる精神的苦痛は、些事であり、一時的であり、比較的無害で、 神的苦痛に対する救済が否定される理由は三つある。第一は、「法は些事に関せず」 (Deminimis non

きくないからである。その中でも、第二の理由が主要なものであるが、十分な証拠に基づいて損害賠償を許し、 があることである。第三に、被告が単に過失で行為したにすぎない場合には、被告の落度(fault) はあまり大 る。 明されないと、損害が、本物であることの保証に欠け、そのような精神的苦痛は容易に、偽わられ得るからであ のである。換言すれば、損害の重大性を欠くということである。第二に、身体的損傷という客観的証拠により証 換言すれば、「いやがらせ訴訟」(vexatious suits)および「偽りの請求」(fictitious claims)の危険

る。しかし、連邦および大部分の州では、否定的に解している。(の)のおり、通知的苦痛が結果として生ずるという特別な蓋然性が存在するということを理由として損害賠償を認めていうな精神的苦痛が結果として生ずると に救済を否定するのは妥当でない。 はいから 「本物であること」の保証を探求すれば足り、かかる事件で、一般的……あるいは、事件にかかわる諸事情から「本物であること」の保証を探求すれば足り、かかる事件で、一般的 しかし、例外的に、少数の州では、例えば、死亡通知のような電文を過失で送信したような場合には、そのよ

精神的苦痛の特別の蓋然性があるという理由で、ほとんどの州は救済を認めている。 施すこと(embalming)、 積込り(shipment)、 死体を轢くこと等々を為した場合には、真正で、かつ重大な さらに、過失による死骸の不当な取扱いに関する事件も、例外をなしている。過失により、死体に防腐処置を

身体的損害を伴う精神的苦痛

ドで降りだし、乱暴な急停車をした。この前部に乗っていた原告は、この出来事で非常な恐怖を受け、その結果 の後部を坂から降ろした。すると機関車のついている前部がそれに続いて降りはじめた。列車は、猛烈なスピー 八九〇年のアイルランドの Bell v. Great Northern Ry. Co. 事件では、鉄道員が列車を切り離し、列車の

通常の業務にたずさわることができないような病気になった。上訴裁判所は、被った損害が恐怖の当然の結果で

あり、 ほとんど衝突しょうとし、 驚鈴および車内から人々が飛び出すなどの騒ぎのために、 点で、まさに前方を横切ろうとするケーブル・カーが差しかかっているにもかかわらず、 做すべきであると判示した。 さらに、Purcell v. St. paul etc. Ry. Co. 事件において、 体験した恐怖の度合が、被告の行為によってもたらされた状況よりする当然の結果であるから、 ショックを受け、 進行を続けたので、 電車の運転手が 交 差 損害を賠 痙攣

る。 (II) 身体的結果、 らば、 て病気あるいは身体的損傷を惹起するかも知れないということを知るべきであったならば、 べられた規則は、もし、事情が別なら、行為者の過失がその他人に身体的損傷の不条理な危険を作り出さないな ったならば、心行為者に知られた事実から、万一精神的苦痛が生じるならば、その精神的苦痛は、その結果とし 認識による場合を除いて、その精神的苦痛を生ずるという不条理な危険を含んでいるということを知るべきであ に対してその他人に責任を負わせられる。もし行為者が、匈その行為者が、第三者の損害あるいは危険に関する 人に精神的苦痛を負わせるならば、その行為者は、(以下の場合)その結果として生ずる病気あるいは身体的損傷 を起し、流産した婦人からの損害賠償の請求を認容した。 その後、「衝撃(impact)」という要件を否認し、 Restatement of Tortsは、§313 (Emotional Distress Unintended)で、「⑴もし行為者が、故意なしに、(図) 第三者への損害あるいは危険からのみ生ずる精神的苦痛によって生じさせられている他人の病気あるいは あるいは、 事故の状況を充分な保証とみなす判例が急速に増加し、 多数を占めるにいたって い (2) section (1) で述

135 を被った場合にも、通常人を基準とし、請求を認めない。(())。())。 おおい のない のない のない のない というに、 因果関係については、 予見可能説に立っているように解される。 また、 感受性の強い人が精神的苦痛

身体的損傷には適用がない」と記述している。

(::)

第三者に対する危険あるいは損害

険だけではなくて、自己の子供に対する危険が包含されるが故に、被告は原告の死亡に対して責任があると判示 自分の子供の安全性について不安を感じた。傍観者が母親に対して、あなたの子供によく似た子供が傷害を被 下り、狭い街へと猛烈に走り出した。その無人の自動車の暴走を母親が目撃して、ちょうど街の曲り角で別れた Brothers 事件で、肯定的に判示された。すなわち、 事実は、 被告の過失によって無人の自動車がけわしい坂を ョックを受け、その結果死亡した。この事実に対して、Bankes 判事と Atkin 判事は、自己に対する身体的危 たようだと話した。しかも、それが事実だったことが後で判明したのであるが、母親は、それを聞いて精神的 の身体に対する危険あるいは損害に対して生じさせられた場合はどうか。一九二五年に、Hambrook v. Stokes 精神的妨害およびその身体的結果が、原告自身の安全に対する何らかの危険から生ずる場合のみならず、他人

なる實任もないと判示された。 衝動はあまりにも甚だしかったので、彼女は、その後、まもなく死亡した。被告は、その母親の死に対していか 道路を横切る間、 気に対して損害賠償が許された。しかし、Waube v. Warrinton 事件では、体の弱かった母親が、彼女の子供が 食堂の窓から外を眺めていた原告は、彼の家の地階に大きな貨物自動車がぶつかるのを見た。その時、 た二人の小さな彼の子供の安全に対する不安から明らかに引き起された精神的衝動の結果として起った身体的病 アメリカでも、 窓の外を見ていると、被告たる自動車運転手の過失で、子供が轢き殺されるのを見た。母親の 同様の状況において、この結論を受け容れた判例がある。Bowman v. Williams 事件では、 地階に居

彼女の子供の危険あるいは損害

(harm)の際に、母親の衝動は、現実で、

かつ重大な損害であるということ

らば、それは、子供が危険にさらされた時、その母親が、どこか近くに居て、重大な衝動を被っているというこ は明瞭だろう。もし、被告の彼女に対する義務が、彼女が危険を認識しうる立場にあるということを認識するな

とは予期を越えてない、ということが適切に述べられて来た。

ところで、第三者に対する危険によって惹起された精神的苦痛に基づく身体的結果に対する救済が、 認容され

を結果として生じさせるものでなければならない。さらに、単なる傍観者や遠い親戚は除かれ、家族、夫婦、親婦とじさせるべき性質を有する 重大な損害でなければならず、また、衝動(shock)は、現実の身体的損害

るためには、第三者に被らされたか、あるいは被らされるおそれのある損害(injury)は、 原告に重大な精神的

子に限定される。また、原告が、事故や危険の時に、 危険と同時に起こることを要する。 現場に居たか、あるいは少なくとも衝動は、 事故あるいは

Prosser, Law of Torts (2d ed. 1964) 348.

(1)

- (2) Restatement, Torts (2d 1966), § 436A
- (4) (3) Tuttle v. Meyer Dairy Products Co., 75 Ohio. L. Abs. 587, 138 N. E. 2d. 429 (App. 1956)
- Restatement, Torts (2d 1966) § 436A. Comment
- (5) Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 348
- (G) So Relle v. Wetern Union Tel. Co., 1881, 55 Tex. 308; Mentzer v. Western Union Iowa 752, 62 N. W. 1; Russ v. Western Union Tel. Co., 1943, 222 N. C. 504, 23 S. E. 2d 681; Western Tel. Co., 1895, 93

(8)

- v. Crumpton, 1903, 138 Ala, 632, 36 So. 517. Union Tel. Co., v. Redding, 1930, 100 Fla. 495, 129 So. 743, 72 A. L. R. 1192; Western Union Tel. Co.
- (7) 連邦判例: Western Union Tel. Co. v. Speight, 1920, 254 U.S. 17, 41 S. Ct. 11, 65 L. Ed. 103; Western Union Tel, Co. v. Junker, Tex. Civ. App. 1941, 153 S. W. 2d 210
- 州判例: Western Union Tel. Co. v. Chouteau, 1911, 28 Okl. 664, 115 P. 879; Chapman v. Western Union
- Tel. Co., 1892, 88 Ga. 763, 15 S. E. 901; Francis v. Western Union Tel. Co., 1894, 58 Minn. 252, 59

N. W. 1078; Morton v. Western Union Tel Co., 1895, 53 Ohio St. 431, 41 N. E. 689; Corcoran v. Postal

- Tel.—Cable Co., 1917, 80 Wash. 570, 142 P. 29; Seifert v. Western Union Tel. Co., 1907, 129 Ga. 181,
- S. E. 699; Connelly v. Western Union Tel. Co., 1900, 100 Va. 51, 40 S. E. 618.
- Lousiville & N. R. Co. v. Wilson, 1905, 123 Ga 62, 51 S. E. 24 (積込りに関するもの); St. Louis S. W

Brown Funeral Homes & Ins. Co. v. Baughn, 1933, 226 Ala. 661, 148 So. 154 (防腐処理に関するもの);

- 1890, 125 Ind, 536, 25 N. E. 822 (誤配に関するもの) R. Co. v. White, 1936, 192 Ark, 350, 91 S. W. 2d 277(死体を躱くことに関するもの);Renikan v. Wright,
- (9) 58 Bell v. Great Northern Ry. Co., 1890, 26 Ir. L. Rep. C. L. 428, cited in Mayne, Treatise on Damages
- (10) Purcell v. St. Paul etc. Ry. Co., 1892, 50 N. W. 1034
- (11) v. Mirro, E. D. Va., 1960, 189 F. Supp. 947; Colla v. Mandella, 1957, 1 Wis. 2d 504, 85 N. W. 2d 345. Co., 1941, 128 Conn. 231, 21 A. 2d 402; Simone v. Rhode Island Co. 1909, 111 Md. 69, 73 Chinchiolo v. New England Wholesale Tailors, 1930, 84 N. H. 329, 150 A. 540; Orlo v. Connecticut A. 688; Penick

(16)

- 64 A. L. R. 2d 45; Houston Elec. Co. v. Dorsett, 1946, 145 Tex. 95, 194 S. W. 2d 546; Battala v. State, 1961, 10 N, Y, 2d 237, 219 N, Y, S, 2d 34, 176 N, E. 2d 729,
- 3 Restatement, Torts (2d, 1965) § 313
- (13) 能説をとるべきではないとする。 Restatement, Torts (2d, 1965) § 436 Comment d; Throckmorton, 1921, 34 Harv. L. Rev. 271 は、予見可
- 3 Restatement, Torts, (2d, 1965) § 313 comment c.
- Hambrook v. Stokes Brothers, 1925, 1 K. B. 141.
- (17) Waube v. Warrington, 1935, 216 Wis. 603, 258 N. W. 497, 98 A. L. R. 394

182.

同じ立場に立つ判例:

Frazee v. Western Dairly

Bowman v. Williams, 1933, 164 Md. 397, 165 A. Products Co., 1935, 182 Wash, 578, 47. P. 2d 1037.

- (18) 86A. 2d 879; Curry v. Journal Pub. Co., 1937, 41 N. M. 318, 68 P. 2d 168; Bourhill v. Young, 1943, A. 同胎の判例: Cote v. Litawa, 1950, 96 N. H. 174, 71 A. 2d 792; Resavage v. Davies, 1952, 199 Md. 479,
- (19) Sperier v. Ott, 1905, 116 La. 1087, 41 So. 323; Buchman v. Great Northern R. Co., 1899, 76 Minn. 373.
- 79 N. W. 98; Ellis v. Cleveland, 1883, 55 Vt. 358; Sanderson v. Northern Pacific R. Co., 1902, 88 Minn, 162, 92 N. W. 542
- (20) Keyes v. Minneapolis & St. L. R. Co., 1886, 36 Minn. 290, 30 N. W. 888.

されて来ている。

四四

故意に基づく精神的苦痛

→ はじめ

あるいはどれほど何辱的であっても、単なる言葉による場合は、assault にならず救済はなかった。しかし、次 精神的苦痛に対するあらゆる救済は拒否されたであろう。どれほど激しくても、またどれほど強迫的であっても、 精神的損害が何らかの既に承認された不法行為の範囲内で訴を提起され得ないならば、初期の事件では、その

第に各不法行為類型は、固有なものでなく、それ自体訴訟原因となりうることが承認されて来た。 その救済の範囲は、十分とは言えないが、極悪な性質を有する故意の行為の場合には、その最大限度まで拡張

を反証することは困難である。それゆえ、뷣判所は、客観的に証明することの出来る、身体的結果、あるいは被 精神的苦痛は、もちろん証明されなければならない。しかし、精神的苦痛は、簡単に偽わることができ、それ

□ 過激な乱暴行為により重大な精神的苦痛を被った場合

(bodily harm) に対する責任を負う。 (cmotional distress) を惹起した人は、そのような精神 的苦痛および その精神的苦 痛から生じた身体 的損害 過激な且つ乱暴な行為により、故意に(intentionary) あるいは、不注意に (recklessly) 他人に精神的苦痛

後述する運送業者(common carriers)や公共事業(public utilities)の特別な責任を除けば、 過激な乱暴行 とである」。

良さの範囲を越える程、程度において過激で、また性質において乱暴である事件においてのみ責任が課される。 任が発生する。すなわち、 被告の行為が、 極悪で(atrocious)文明社会で全く堪えられぬとみなされ、行儀の 一般的に言えば、この事件は、その事実関係を、その社会の平均人に話して聞かせると、その行為者への憤りを (extreme outrage) と呼ばれ得るような事件においてのみ、故意の侵害による精神的苦痛に対する独立の責

りも、他の社会的コントロールの手段により取扱われた方がよい。精神の平穏(peace of mind) が、それ自身、 らば、不作法 (bad manners) の分野での裁判の広い見通しが開けるだろう。比較的小さな悩みは、法によるよ Magruder が、以下のように述べているのも、同じ趣旨である。すなわち、「この示唆された原理を採用するな 較的些細な行為に対して、不法行為上の損害賠償で救済する点にまで、まだ進歩していないということである。 招来し、またその人をして「なんと乱暴な」と呼ばしめるような事件である。 夢のような理想を追うことであろう。社会生活に参加していることに附随する気質の不調和や摩擦、いらだちの いかほど良い物であるかという問題はさておき、精神的平穏を一般的に保護しようと企てることは、法にとって 大部分に対しては、法が保護を与えるよりも、精神的な隠れ場所(mental hide)を強くすることがよりよいこ そのように、過激な乱暴行為に限定する理由は二つある。第一の理由は、われわれの慣習あるいは、 法は、比

で(reasonabl)あるという保証を欠くということである。 やかし (threat) を著しく欠くか、あるいはもし本物であるとしても、その申立てられた精神的苦痛が重大で(serious)、合理的 第二の理由は、取るに足りない侮辱的言行(insult)、侮辱(indignity)、悩み (annoyance)および、おび が存在する場合に、その事件は、申し立てられた精神的苦痛が、本物であるという必要な保証

はないとして救済が否認された。

暴でもないとして、原告への救済を否定した。同様に、夫や子供が被害を受け病院に入院しているという作り話 こと、過敏な人が開けるはずの一塊のパンの代わりに血だらけの死んだねずみを包むこと、等々も過激な行為で働 とう病気になった。麹判所は、被告の行為は、無礼ではあったが、被告に責任を負わせる程、過激でもなく、乱 しにより、精神病の疑いのある婦人を病院におびきよせること、原告の息子が自殺したという虚偽の噂を広める と言った。そのため、原告は、重大な精神的苦痛を被り、その事件をじっと考え込み、眠ることも出来ず、とう び、さらにもし彼がそこにいたならば、彼は、彼女の God dammed neck をただちにへし折ったことであろう そのため、電話交換手(原告)と口論中に被告は、彼女を"God dammed woman, dammed liar neck"と呼 にのみ認容される」。例えば、 Brooker v. Siluerthorne 事件では、被告は、電話をかけたがなかなか通ぜず、 儀のありうる限界を越えているような、それ程、性質上乱暴であり、またそれ程、程度において過激である場合 要するに、「責任は、行為が文明社会で、凶暴で、全く耐えられないと考えられるべきであるような、また礼

の校長たる被告が、女子学生たる原告を自分の事務室に呼び出し、突然、彼女に種々の異性との不道徳な行為の 苦痛、病気両方の責任を負わされた。アメリカでは、Johnson v. Sampson 事件がある。その事件は、高等学校 威した。そのため、原告は、重大な精神的苦痛を被り、その結果病気になった。そこで、被告は原告に、精神的 警察官だと告げ、もし彼女(原告)が所有する第三者の手紙を引渡さないならば、スパイ行為の罪で逮捕すると ング・ケースは、Janvier v. Sweeney 事件である。その事件は、私立探偵(被告)が、原告を訪問し、自分は あるいは明瞭な権力を被告に与えている関係や地位の被告による濫用から生ずる。これに関する英国のリーディ 被告の行為の過激で、乱暴な性質は、為された行為からというよりも、原告の利益に損害を与え得る現実の、

罪を負わせた。 身および両親に対する世間の不評を被るなどと彼女を威した。そのため、 し屋とか、不正直な人とか、犯罪者とののしり、債務者の借金を差押えるぞと威し、 絵が描かれ 病気になり、被告は責任を負わされた。その他、集金代理人や債権者が、債務者に印象づけようとして、 たけばけばしい封筒で一連の手紙を送り、 被告は、 原告を一時間の間、 散め、 またもし彼女が告白しなければ、 その中で訴訟を提起するぞと繰返し威し、債務者を踏み倒 原告は、 精神的苦痛を被り、 また支払わなければ「太鼓 刑務所行きだとか、 その結果 稲妻の

告は、 送させ、 彼女の裏庭に埋められているという妄想を持ち、いつもその金を探して掘り続けていた。このことを知って、被 そのリーディング・ケースである。 け易いということを行為者が認識していることからも出発する。一九二二年の Nickerson v. Hodges のようにかたく縛りあげる」ぞと威したような場合に、 行為の過激な且つ乱暴な性質は、他人がある身体的、 彼女の庭に他の物を入れた壺を埋めた。そして、 原 告がその壺を掘り当てた時、 そこで原告に対する公然の屈辱という状況の下で、その壺は開けられた。そのため、原告は重大な精神 原告は風変わりで、 精神上欠陥のある老女中であったが、 精神的条件あるいは特質のために、 被告の行為は、 過激な乱暴になるといわれた。 意気揚々と市役所へ渡 特に精神的苦痛を受 壺一ぱいの金が、 事件が、

合も救済される。 故意に死体を不当に取扱うこと、 くの の事件がある。 脅迫状や、その他の点でならば明らかに不法行為を構成するに不十分である行為のために救済を許された多 例えば死体の毀損、 発掘、 埋葬妨害等により遺族に精神的苦痛を負わせる場

決の線に沿って、病人、子供、

妊婦について、被告が、

かかる状況を知っているということに基づき、

冒洪、

との

剃

的苦痛を被り、

その結果病気になった。被告は、精神的苦痛と病気に対し損害賠償の責任を負わされた。

いては、精神的苦痛の真正さ(genuineness)は重大な性質を有する(その結果として生じた)身体的病気に 精神的苦痛は実際に存在しなければならず、また、重大でなければならない。救済が許された大多数の事件に

より証明され、また、精神的、身体的損害は、両者ともに償われて来た。

あると述べ、また、その他の若干の事件でも、身体的病気が必須のものとして考慮されている。 テキサスの事件は、身体的病気、あるいは若干のその他の非精神的損害は、不法行為の存在にとって必須的で

v. Wilkins 事件では、被告が暴徒を集め、夜間、原告の家に暴徒を連れて行った。被告は原告に、一〇日以内に それらの判決は明らかに被告の行為の過激で乱暴な性質をそれ自身十分な保証とみなしている。例えば た。そのため、原告は重大な精神的苦痛を被ったがいかなる身体的損害も被らなかった。それにももかかわらず 事故でけがをし病院に入 院しているが、 もし自白しなければ、 彼女は病院に行くために釈 放され得ないと語っ では、警察官たる被告は、原告を犯罪容疑で逮捕した。被告は自告させるために、虚偽で、原告に彼女の子供は いかなる身体的損害もなかった。それにもかかわらず、被告は貴任を負わされた。また、Savage v. Boies 事件® 町を出て行かないと、暴徒は再び来て、私刑を加えると告げた。そのため原告は重大な精神的苦痛を被ったが、 他方では、身体的結果の証拠なしの、単なる精神的妨害に対する責任を見い出した多くの判決があり、また、

もしその精神的苦痛から他人に身体的損害を惹起するならば、そのような身体的損害に対しても責任を負う」、 いは不注意で(reckressly)他人に重大な精神的苦痛 を惹起した人は、 そのような精神的苦痛に対して、また、 Restatement of the law, Torts 2d. §46 (1)は「過激で且つ乱暴な行為によって、故意(intentionally)ある

と規定して身体的結果を要求していない。

被告は責任を負わされた。

気になった。自殺行為は wilfulであり、また結果に対する意識した無関心 (conscious indifference) を含むも 開け、家中血びたしになり、血にまみれた被告と対面した。彼女は重大なショツクを受け、その結果、重大な病 原告が帰宅し、彼の死体を見つけて、精神的苦痛を被ることは良い考えだと思った。彼女は帰って来て、ドアを Estate事件である。すなわち、原告の留守の間に、被告は原告の台所でのどを切って自殺しょうとした。被告は 故意あるいは無関心の過失(wilful or wanton negligence)、あるいは不注意(recklessness)という名で呼ば ものである。Restatementの用語法によれば、故意あるいは無関心の非行(wilful or wanton misconduct)、 wilful(故意)、あるいは wanton(無関心) あるいは時たま recklessness(不注意) という名を与えられる 実行するという状況にまで責任が拡張されるということを指摘する事件も少数はある(意識した不注意、あるい 確かさでなく、精神的苦痛が、それに続いて起る高度の可能性があり、且つ被告がそのことを意識的に無視して 意味でのどちらかで、故意である。しかしながら、過激で乱暴な行為に対する責任は、故意よりも広く、また、 あるいは被告の行為から精神的苦痛が続いて起ることが十分に確かであるということを被告が知っているという れている行為類型である。 は意識した無関心—conscious disregard or conscious indifference—)。この行為類型(意識した不注意)が 救済を許している大多数の事件においては、被告が精神的苦痛を惹起することを意欲しているという意味で、 例えば、 このいわゆる recklessness の代表的な事件は、 Blakeley v. Shortails

過激な且つ乱暴な行為が、第三者に向けられている場合に、行為者が、その時に、 現場に居合わせたもう一人

のとして定義されると、陪審が認定するならば、彼女は損害賠償が許されると判示された。

過激な乱暴行為が第三者に向けられた場合

145 の人に重大な精神的苦痛を故意に(intentionally)、あるいは不注意で(recklessly) 惹起するならば、その行為

者は責任を負わされる。

た家族員(に対して)、あるいは、心そのような苦痛が身体的損害を惹起するならば、その時に居合わせた他の 責任を負う。⑷そのような苦痛が身体的損害を惹起しょうとしまいと、その時に居合わせたその第三者の近接し るいは不注意に(recklessly)、重大な精神的苦痛を惹起したのであれば、その行為者は、 下記の者に対しても Restatement of the law of Torts, 2d, §46 (2)(a)(b)は、 過激で且つ乱暴な行為) が、 第三者に向けられた場合において、 もし行為者が故意に (intentionally) あ 左のように記述している。「そのような行為(筆者

且つ乱暴な行為が原告に向けられた場合と同様である。 われ、その他比較的軽微な方法で精神的苦痛を被らされた場合には、救済されないということは、前述、 いかなる人(に対しても)」。 ところで、被告の行為がいかに過激で且つ乱暴であろうとも、原告に影警を与えるべき直接の故意がないため まず、被告の行為は、過激で且つ乱暴な行為でなければならず、単に侮辱され、悪口を言われ、 あるいはのろ 過激で

可能性が強調され、救済の基礎に関する議論は少ないけれども、彼女に向けられたある種の過失(negligence) たものとして、その基礎に基づいて回復が許された事件もある。また、他の事件では、原告に関する結果の予見の。 妻が重大な精神的苦痛を被るような場合に、そういう事情のもとでは、精神的苦痛は、それ自体、故意になされ に命中する場合に適用される transfered intent の法理は、ここでは適用され得ない。ある夫が妻の前で殺され、「「」 問題が生ずる。まず考えられるのは、battery 事件におけるAがBを躱ったつもりの弾が、 思いがけなくC

これらすべての事件の事実関係からすると、精神的苦痛が続いて起るだろうという非常に高い程度の可能性が

が

あると結論された。

と呼ばれるべきであった。

「窓」

て為したように見え、そのために、 存在するように見え、 被告の行為は、故意(wilful)、無視(wanton)、不注意(recklessness)

被告は、意識的および故意の無視(conscious and deliberate disregard)

におい

また、

被告が、原告がそこに居るということを知らない場合は、原告に向けられた、 である。そのような事件における救済は、その時に、その場に居合わせた原告および、その場にいることを被告 により知られた原告、に対して制限される。その理由は、原告が、行為時に現場に居合わさない場合、あるいは (wantonness) 、不注意(recklessness) という要件が欠けることになるかである。さらに、 次に問題となるのは、救済が被告の行為の時に、その場に居合わせた原告に限定さるべきかどうかということ 損害賠償が否認される場合には、一般に、その結果が予期さるべき合理性がないという理由に基づかされて来た。 被告の故意(wilfulness)、 苦痛が真正なもの

あるいは親しい仲間に限定さるべきかという問題がある。二、三の例外を除いて、ほとんどすべての判例は、そ精神的苦痛が、現実のものであり、過激である場合に、損害賠償が許されるのは、攻撃された人の近い親戚、 であるという保証にも欠けているからである。

のような原告に限定している。

的苦痛を惹起するということは大いに可能性があるということを知っていた。原告は、重大な精神的苦痛を被り を抜き、殺すぞとけんかの相手を威かしていた。被告は、原告が妊娠しており、 彼の行為は、 原告に重大な精神

しかし、例外の事件たる、Rogers v. Williard 事件では、 傍観者たる原告の面前で、被告がけんか中、図

短銃

その結果流産した。そこで、被告は責任を負わされた。 運送業者等の特殊な責任

に対しその施設を利用している顧客に対し責任がある。

運送業者、あるいはその他の公共事業者(public utility)は、その顧客に為された甚だしい侮辱(gross insult)

待合室にいる将来の乗客の事件においても損害賠償を許されるようになった。 師すること=懇篤の義務(obligation of courtesy)に重点が移された。そこにいたって、まだ切符を購入せずに く墳任として説明する傾向にあった。しかし、時代を経るにつれて、その責任の基礎は、運送業者が公衆に奉仕 その訴訟を契約違反(breach of contract)に対する訴訟とみなす傾向にあり、また、被告の責任を契約に基づ しても契約があったという理由で責任を負わされた。それに続く判例は、この説明を繰り返す傾向にあり、また た事件であった。被告は、単に運送および船室に対してのみならず、行状の良さ (decency of demeanor) に対 八二三年の Chamberlain v. Chandler 事件に起源を有する。その事件は、船長が乗客を侮辱し、また虐待し 運送業者および公衆に奉仕することを引き受けているその他の公共事業者の責任に関するこの特別な法理は、

証に署名している間に、原告にみだらな申し出をしたような事件のように施設外でもよい。また、原告が、 ル また使用の権利のある顧客に限られる。例えば、電報配達人が、原告の家に電報を配達し、原告(女性)が受取 にその兄弟を訪ねて行き(実際にはその兄弟は、そこに泊ってなかった)、ロビーで待っていると、ホテルの 侮辱は、必ずしも被告の施設内で加えられる必要はない。しかし、 原告は、 用意された施設の使用をなし、 この運送業者の特殊な責任は、宿屋の主人に拡張された。さらに、電信会社に適用された事件も少しはある。

問題であるということは明白である。この特殊な法理の基礎は、公衆に対し延送業者により引き受けられた資任

しかし今日では、その訴訟が本来的に、不法行為上の訴訟であるということ、および契約は単なる枝葉末節の

であり、その責任は懇篤の義務を担っている。

題に帰する。

従業員に退去を命ぜられ、侮辱的な言葉を用いられた場合には、 原告は、被告の顧客ではないので、 責任を負わ

ちのほのめかし、暴力の威し、黒人専用車に白人を乗せようとする試み、乗客の鼻先で切符用のパンチを振り回ちのほのめかし、暴力の威し、黒人専用車に白人を乗せようとする試み、乗客の鼻先で切符用のパンチを振り回 らな言葉、口ぎたないおよび侮辱的なあだ名、みだらなさそい、不正直な告発、不道徳な行為、貧困あるいはけらな言葉、口ぎたないおよび侮辱的なあだ名、みだらなさそい、不正直な告発、不道徳な行為、貧困あるいはけ 髙度に不快なものでなければならない。 すこと、等でもよい。また、身体的病気あるいは結果として生ずる損害が要求されないだけでなく、身体的病気 が現われるところの事件もたまにしかない。しかし、侮辱は甚だしいものであり、通常の合理的な人にとっても この特殊な責任は、過激で且つ乱暴な行為に達しない行為に対しても適用される。例えば、冒瀆的およびみだ

るべきかどうかという問題がある。要は、その所有者が合理的な懇篤の義務を負わされているかどうかという問 さらに、この特別な法理が、営業の場所およびその他、公衆に開かれた施設の所有者に対し、一般的に拡張さ

(1)

- Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964), 44
- (2)Prosser, Insult and Outrage, 44 Cal. L. Rev. 43 (1956).
- (3)Tentative Draft of § 46(1), Second Restatement of Torts; Prosser, Insult and Outrage, 44 Cal. L. Rev. 43 (1956)
- (4) Prosser, Insult and Outrage, 44 Cal. L. Rev. 44 (1956).

(13)

(11)

- (6) (5) Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 46 Magruder, Mental and Emotional Disturbance in the Law of Torts, 49 Harv. L. Rev. 1033 (1936).
- (7) Restatement, Torts (2d 1966), § 46, Comment d.
- (8) Brooker v. Silverthone, 1919, 111 S. C. 553, 99 S. E. 350, 5 A. L. R.
- (9) Savage v. Boies, 1954, 77 Ariz. 355, 272 P. 2d 349.
- (10) Bielitski v. Obadisk. 1921, 61 Dom. L. Rep. 494
- (12) Janvier v. Sweeney, 1919, 2 K. B. 316 (C. A.)

Great A. & P. v. Roch, 930, 160 Md. 189, 153 A. 221.

Johnson v. Sampson, 1926, 167 Minn. 203, 208 N. W. 814, 46 A. L. R. 772

- (14) v. Collection Service Co., 1932, 214 Iowa 1303, 242 N. W. 25 La Salle Extension University v. Fogarty, 1934, 126 Neb. 457, 235 N. W. 424, 91 A. L. R. 1491; Banett
- Nickerson v. Hodges, 1920, 146 La. 735, 8 So. 37, 9 A. L. R. 361.
- (16) (15) 病人につき: Clark v. Associated Retail Credit Men, 1939, 70 App. D. C. 183, 105 F. 2d 62; Continental
- Cas. Co. v. Garret, 1935, 173 Miss. 676, 161 So. 753; Patapsco Loan Co. v. Hobbs, 1916, 129 Md. 9, 98 A, 239; National Life & Acc. Ins. Co. v. Anderson, 1940, 187 Okl. 180, 102 P. 2d 141.
- 子供につき: Delta Finance Co. v. Ganakas, 1956, 93 Ga. App. 297, 91 S. E. 2d 383
- 妊婦につき: Alabama Fuel & Iron Co. v. Baladoni,1916,15 Ala. App. 316,73 So. 205; Richardson v.
- Cal. App. 2d 709, 17 Cal. Rptr. 568. Pridmore. 1950, 97 Cal. App. 2d 124, 217 P. 2d 113, 17 A. L. R. 2d 929; Vargas v. Ruggiero, 1961, 197

App. 44, 184 S. E. 781.

Duty v. General Finance Co., 273 S. W. 2d 64 (Tex. 1954).

- (19) (18) Kirby v. Jules Chain Stores Corp., 1936, 210 N. C. 808, 188 S. E. 625; Carrigan v. Henderson, 1943, 192
- Okla. 254, 135 P. 2d 330; Clark v. Associated Retail Credit Men. 1939, 70 App. D. C. 183, 105 F. 2d 62.
- (20) 2d 558 (La. App. 1944); Herman Saks & Sons v. Ivey. 1934, 26 Ala App. 240, 157 So. 265; State Rubbish University v. Fogarty, 1934, 126 Neb. 457, 253 N. W. 424, 91 A. L. R. 1491; Quina v. Robert's, 16 So. 2d 349; Banett v. Collection Service Co., 1932, 214 Iowa 1303, 242 N. W. 25; La Salle Extension Wilkinson v. Wilkins, 1930, 181 Ark. 137, 25 S. W. 2d 428; Savage v. Boies, 1954, 77 Ariz. 355, 272 P.
- (21)Wilson v. Wilkins 1930, 181 Ark. 137, 25 S. W. 2d 428. 683, 57 N. W. 2d 915

Collectors Associasion v. Siliznoff, 1952, 38 Cal. 2d 330, 240 P. 2d 282; Cunutt v. Wolt, 1953, 244 Iowa

英米法における精神的苦痛に対する損害賠償(安次富哲雄)

- (22) Savage v. Boies, 1954, 77 Ariz. 355, 272 P. 2d 349.
- (24)Blakeley v Shortalis Estate, 1954, 236 Iowa 787, 20 N. W. 2d 28.

(23)

Restatement, Torts (2d 1966) § 500.

- (25)Bucknam v. Great Northern Ry. Co., 1899, 76 Minn. 375, 79 N. W. 98 (violent language to hasband);
- Rep. 509 (Putting children off of train). Sanderson v. Northern Pacific Ry. Co., 1902, 88 Minn. 162, 92 N. W. 542, 60 L. R. A. 403, 97 Am. St.
- (26) Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 52.

- (27) (28)Hill v. kimball, 1890, 76 Tex. 210, 135 S. W. 59; Young v. Western & Atlantic R. Co., 1929, 39 Ga. Jappsen v. Jensen, 1916, 47 Utah 536, 155 Pac. 429 (夫に対する assault は妻に対する assault とみなされた)。 App. 761, 148 S. E. 414; Duncan v. Donnel, Tex. Civ. App. 1929, 12 S. W. 2d 811; Watson v. Dilts,
- Prosser, Insult and Outrage, 1956, 44 Cal. L. Rev. 57.

1902. 116 Iowa 249, 89 N. W. 1068

(30) Koontz v. Keller, 1936, 52 Ohio App. 265, 3 N. E. 2d 694; Ellsworth v. Massacar, 1921, 215 Mich. 511; Magruder, Mental and Emotiondl Disturbance in the Law of Torts, 1936, 49 Harv. L. Rev. 1033, 1044;

184 N. W. 408; Knox v. Allen, 1926, 4 La. App. 223

- (31) 304; Taylor v. Vallelunga, 1359, 171 Cal. App. 2d 107, 339 P. 2d 910. Phillip v. Dikerson. 1877, 85 Ill. Il; Hutchinson v. Stern, 1906, 115 App. Div. 791, 101 N. Y. S. 145; Reed v. Ford, 1908, 129 Ky. 471, 112 N. W. 600; Goddard v. Watters. 1914, 14 Ga. App. 722, 82 S. E.
- (32) Hill v. Kimboll, 1890, 76 Tex. 210, 13 S. E. 59; Rogers v. Williard, 1920, 144 Ark. 589, 223 S. W. 15.
- (33) Rogers v. Williard, 1920, 144 Ark. 587, 223 S. W. 15, 11 A. L. R. 1115. 11 A. L. R. 1115
- 34 Chamberlain v. Chandler, 5 Fed Cas. No. 2, 575 (C. C. Mass. 1823).
- (35) Co., 1904, 178 N. Y. 347, 70 N. E. 857, 66 L. R. A. 618; keene v. Lizardi, 1833, 5 La. 431, 25 Am. Dec. 197. Bleecker v. Colorado & Southern Ry. Co., 1911, 50 Colo. 140, 114 Pac. 481, 33 L. R. A. 386; Knoxwill Traction Co. v. Lane, 1899, 103 Tenn. 376, 53 S. W. 557, 46 L. R. A. 549; Gillspie v. Brooklyn Heights R. R

Cole v. Atlanta & West Point R. R. Co., 1897, 102 Ga. 474, 31 S. E. 107; Goddard v. Grand Trunk

(36)

(48) (47) (46) (45) (44) (43) (42)

- Railway, 1869, 57 Me. 202, 2 Am. Rep. 39
- (37) Tex. & Pacific Ry. Co. v. Jones, 39 S. W. 124 (Tex. Civ. App. 1897); St. Louis-San Francisco Ry.

Co. v. Clark, 1924, 104 Okla. 24, 229 Pac. 779; Johes v. Atlanta C. L. R. Co., 1917, 108 S. C. 217, 94

- S. E 490; M00dy v. kenny, 1923, 153 La. 1007, 97 So. 21
- (38) Dunn v. Western Union Telegraph Co., 1907, 2 Ga. App. 845, 59 S. E. 189; Buchanan v. Western Union

Tel. Co., 1920, 115 S. C. 433, 106 S. E. 159, 18 A. L. R. 1414; Magouirk v. West Union Telegraph Co.,

- 1902, 79 Miss. 632, 31 So. 206
- (39)Buchanan v. Western Union Telegraph Co., 1920, 115 S. C. 433, 106 S. μi 159, 18 A. ŗ , P
- (41) (40)Jenkins v. kentucky Hotel, 1935, 261 Ky. 419, 87 S. W. 2d 951.
- Bleecker v. Colorado & Southern R. Co., 1911, 50 Colo, 140, 114 Pac. 481, 33 L. R. A.

(n. s.) 386

- Knoxville Traction Co. v. Lane, 1899, 103 Tenn. 376, 53 S. W. 557, 46 L. R. A. 549.
- Strother v. Aberdeen & A. R. R., 1898, 123 N. C. 158, 31 S. E. 386

Gillespie v. Brooklyn Heights R. R. Co., 1904, 178 N. Y. 347, 70 N. E.

857, 66 L. R. A. 618.

- Frewen v. Page, 1921, 238 Mass. 499, 131 N. E 475
- Meeder v. Seaboard Air Line R. R., 1917, 173 N. C. 57, 91 Ś μi 527.
- Goddard v. Grand Trunk Railway, 1869, 57 Me. 202, 2 Am Rep.
- Wolte v. Georgia Railway & Electric Co., 1907, 2 Ga. App. 499, . 58 S.
- (49) El Paso Electric Co. v. De Nunez, 118 S. W. 2d 914 (Tex. Civ. App. 1938) .

<u> 7i</u>

t す ۲۴

これまでに述べて来たことから、過失に基づき精神的**苦**痛を負わせた場合の法の発達は、不十分であると

いうことが言える。

琉大法学第13号 (1972年) 精神的苦痛が、その結果として生じた身体的損傷を伴う場合にのみ、請求は許される。また因果関係につき予見 被告の過失に基づく行為が他人に精神的苦痛のみを生ぜしめた場合には、原則として、損害賠償は許されず、

のおそれがあることである。原告がどう精神的苦痛を被ったか、その後、どういう経路をとって現在の状態に到状態にある主たる原因は、「いやがらせ訴訟(vexatious suits)」 および「偽りの請求(fictious claims)」 との出来る何らかの動作(気絶等)を求めたりするのはこのためである。さらに、このことは、陪審制度とも関 大さの保証として客観的なもの、すなわち身体的損傷を求めたり、事故時にショックに反応して外部から知るこ 達したかについての証拠は、原告の証言=主観的なもの、に頼らざるを得ない。したがって、損害の真正さ、 神の平穏を独立に保護するには、それが過失に基づいた侵害の場合、既存の不法行為類型の中では、negligence 害賠償も許される。ただし、侵害行為の向けられた第三者は、親子、夫婦等、直接の家族員に限定され、遠い親 で取扱うのが、先例の欠如という非難を避け、将来の発展のために便利である。それにもかかわらず、未発達の は請求を認めない。さらに、第三者に対する危険によって惹起された精神的苦痛に基づく身体的損傷に対する損 可能説を採用しているように見える。さらに、通常人を標準にして、感受性の強い人が特に損害を受けた場合に 要するに、過失に基づく侵害の場合には、精神の平穏は、それ自体としては保護されてない。不法行為法上、精 単なる傍観者は除かれ、また原告は、その第三者への危険発生時に、現場に居合わさなければならない。 K

な乱暴行為のみならず、無礼や侮辱的な言葉に対しても責任を負わせるべきであり、真正さ、重大さの保証は、

明することは不可能ではないだろう。したがって、問題は、十分な証明の問題であり、 係がある。 賠償請求を許し、事件に関わる諸事項からその損害の真正さを探求すべきである。 陪審は、 これらの理由は、妥当性を有しない。精神的苦痛も今日の医学では、その原因、 しばしば、原告の提出する証拠を軽信し易く、 同情のあまり不相当に多額の賠償を与え易 十分な証拠に基づいての 苦痛の真正さを証

故意に基づく精神的苦痛に損害賠償を許すことは、既存の不法行為類型のいずれにも該当しなかったが、

立の訴訟原因として認められるようになって来た。 (4)に依拠し、無礼、仰辱等の言葉によるものについては、運送業者等の契約責任に基づいて為されて来、次第に独 過激な乱暴行為については、assault, battery, false imprisonment, seduction, tresspass to land, nuisance 等

の二は、申し立てられた精神的苦痛が真正であり、重大であるという保証のためである。したがって、過激で乱 なす)。過激な乱暴行為に基づく場合には、精神的苦痛に対する損害賠償責任は、 暴な行為に達しない単なる無礼や侮辱的な言葉に対しては、法は、救済を与えない の慣習あるいは法は、比較的些細な行為に対し不法行為責任を許す点まで進歩していないということであり、 要件とされない。すなわち、行為の形式による制限を課されている。そのように制限する理由の一は、われわ の良きを越えている程、程度において過激で、また性質において乱暴な行為による場合であれば、 的損傷に対しても責任を負う。すなわち、行為が極悪で、全く文明社会で堪えられぬと思われる程、 せしめた人は、そのような精神的苦痛に対し、またその精神的苦痛から生じた身体的な損傷があれば、その身体 過激で乱暴な行為により故意あるいは不注意に(intentionary or recklessly)他人に重大な精神的苦痛を惹起 かなり発展しているが、 (運送業者等の場合は例外を 身体的損傷 および行儀 れ

意の侵害行為と因果関係の範囲内にあるかどうかの問題になると解すべきではなかろうか。

運送業者あるいはその他の公共事業者は、その顧客に被らせた甚だしい侮辱に対し、その施設を利用している

精神の安全を越えて、感情に対する保護まで進んでいるが、

十分な証明の問題、 負わされる。すなわち、原則として通常人が基準にされている。しかし、とにかく原告が重大な精神的苦痛を被 弱性を被告が知っている場合に限り、通常人ならば何らの精神的苦痛も被らないような場合でも、 または、 精神的苦痛=損害の有無の問題、 で処理すべきではなかろうか。 さらに、 被告は責任 原告の

ているのであれば損害賠償を許すべきではなかろうか。

以外の単なる傍観者にすぎない場合は、身体的損傷が要件とされている。このように、第三者に向けられた故意 場合は、身体的損傷があること、という制限を課せられている。 の侵害行為の場合には、原告は現場に居合わせたこと、家族およば親密な仲間であること、 三者の直接の家族員および親密な仲間である場合は、精神的苦痛だけが生じても損害賠償が認められるが、それ な精神的苦痛を、 |敵な乱暴行為が、第三者に向けられている場合に、その行為によって現場に居合わせたもう一人の人に重大 故意にあるいは不注意で惹起するならば、その行為者は、責任を負わされる。 しかし、要は、その精神的苦痛が、 および傍観者である 原告が、その第 原因たる故

者が懇篤の義務を負うかどうかの問題であり、出来るだけ、肯定的に解し拡張すべきであろう。 賠償義務を負わされている。この法理が、営業の場所および公衆に開かれたその他の施設にまで拡張さるべきか 例えば、 劇場およびその他の娯楽施設に対し拡張さるべきかが問題となる。 それについては、 それ等の

通常人にとって高度に不快なものでなければならない。公共事業としては、

電信、

テル等が

その毎野は、

しいものであり、

顧客に対し責任を負う。

とれは、

- (1) 末延「精神的衝動による損害の賠償ー英米法における Nervous Shock についてー」英米法の研究(上)二〇五頁。砂田 「交通事故と Nervous Shock の法理」比較法二一号五八頁。
- (2) So. 205 は、「恐怖から生ずる身体的損害は容易に擬装され、 そのような場合に救済を許すならば、詐欺に門戸を開く Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 347; Alabama Fuel & Iron Co. v. Baladon, 1916, 15 Ala. App. 316, 73 ことになろう」と述べている。
- Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 348.

 Prosser, Law of Torts (3d ed. 1964) 45, 48.

(4) (3)

(一九七一年一〇月三〇日脱稿)